

西予市規則第45号

西予市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 10 日

西予市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律施行細則の一部を改正する規則

西予市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(令和 7 年西予市規則第42号)の一部を次のように改正する。

第15条中「第30条第 3 項」を「第30条第 4 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。